

農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年8月7日(木)10時00分から11時00分

2.開催場所 役場2階 大会議室

3.出席委員(13名)

会長	1番	野澤 典生
会長職務代理	2番	飯澤 清成
農業委員	4番	島田 美知恵
	5番	赤羽 道子
	6番	高井 学
	7番	横川 又司
推進委員		中村 良治
		伊藤 信一
		唐澤 秀明
		吉江 森男
		小松 英幸
		有賀 則幸
		有賀 米吉

4.欠席委員 3番 青木 博子

5.議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について《諮問案件確認》

議案第2号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第3号 農地利用配分計画(案)について

議案第4号 非農地申請について

報告事項

(1)農地法第18条第6項の規定による届出

(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出

6.その他

7.農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 丸山 貴之

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 野澤 隆生

役場産業振興課農政係 松田 馨司

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8.会議の概要

<丸山事務局長>

皆さんおはようございます。定刻となりましたので次第に沿って進めさせていただきます。開会の言葉を飯澤代理お願いいたします。

(開会)

<飯澤職務代理>

皆さんおはようございます。やっと恵みの雨ということで今朝から降っておりますが、なかなか乾燥が続いていて、皆さん農作物を作っている方は家庭菜園含めて苦労されていると思いますが、この恵みの雨が次に繋がるのを期待しております。

では今から農業委員会の総会を始めさせていただきます。よろしく願いいたします。

<丸山事務局長>

はい、ありがとうございました。それでは会長あいさつ、野澤会長お願いします。

(会長あいさつ)

<野澤会長>

皆さんおはようございます。お忙しいところありがとうございます。まず冒頭に4日・5日・6日と地域計画の担い手さんの懇談会ということで、皆さんにはご足労いただきまして誠にありがとうございました。その中でいろいろと担い手さんの方々からご意見をお伺いしているかと思えますけども、やはり担い手さんたちにしても課題は農地の集約、1ヶ所にまとめるということが大きな課題になったのかということを感じられたかと思えます。

それによって水路の関係とかそういうこともいろいろありますし、ただ今後についてはですね、これから私達がそれを種類ごとまとめてやっていかなければならないということになりますので、何とか早期に担い手さんの調整をして、農地の交換をして、来年全部一気にやることはできませんが、合意解約ができるようなところについてはこれから松田さんにちょっとご足労いただいて、農地の交換とかそういうことについて進めていきたい。

先月ここで三井さんからご説明いただきましたけども、地域計画の地図というところでビジュアル的に色、例えばこの〇〇さんはここら辺とか、それがまたことかかっていう

ふうに分かれて、まだ自身で耕作されてる方については今後もし貸したいということになれば、それに付随したところへ利用権設定等をしていくっていうふうになるかと思います。皆さんにはまだまだその辺についてはお願いしなきゃいけないので、どうぞお願いしたいと思います。

それから昨日の日本農業新聞の方に出ておりましたけれども、こちらのところに閣僚閣議で米の減反政策、事実上ということが出ております。この3面に詳しく出ておりますので、もし信濃毎日新聞あるようでしたら昨日のところで載っておりますし、日本農業新聞にも結構出ておりますので読んでみてください。

そうは言っても、米がなければ日本は生活できませんし、それから畑については野菜を作らなければ生活できません。ちょっと話長くなって申し訳ありません、私現役の頃スーパーの店長をやっている時に、小学生の社会見学で「どうしてスーパーでりんごとか売ってるんですか。」というので、どうして？と聞いたら「畑からもらってくればいいじゃん。」と。確かにそうですよね。たまたま私は須坂にいたもんですから、須坂でそういう話を聞きました。でも、じゃあ東京の人はどうするのって聞いたら「あっそうだね。」と言ってました。商品は畑から物流にのって、小売のところへ行って皆さんの手に渡るんだよっていう、そんなお話は何度もしたことがあります。

やはり私達が一番最初のところはきちんとしないとですね、今の子供さんたちは金さえ出せばどこでも買えるんだ、これも誰が作ってるか知らないけども金さえ出せば食べられるんだ、というそういう認識の多い現代ですので、ぜひ私達はそこの食育という部分も含めてですね、これからやっていかなければいけないんだろうなというふうはこの新聞を読んで切に思っておりました。

ちょっと話長くなりましたけども、やはりそういうことで私達がやってることは非常に大事なことなんで、一番とっかかりのところをやってますので、ぜひ皆さんには大変ですけども一緒に一致団結して、頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

<丸山事務局長>

ありがとうございました。それでは議事録署名委員の指名を会長お願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<野澤会長>

本日は6番の高井さん7番の横川さんをお願いいたします。

(議事)

<野澤会長>

それでは議事の方に入りたいと思います。まず議案第1号について野澤補佐お願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について】

<野澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積263㎡を、

岡谷市…番にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは、現在お住まいの住宅と付随する農地を空き家バンクに登録しており、このたび、譲受人のBさんが取得されるということです。付随する農地は宅地の東側に隣接しており、自家用の野菜を作られるということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

7月9日に譲渡人のAさん、それから譲受人のBさん、それから農業委員として野澤会長と私、4人で現地を確認させていただいております。

譲受人のBさん、どちらかというとパートナーの方が農業が好きで農業をしていきたいというようなことで適当な土地を探してこられたということで、Aさんとの相性がうまくいったということで今回の申請となったということです。境界につきましては周りは譲渡人の住居等々ありまして明確になっておりますし、特に隣接しても問題はないと思います。それから一応譲受人の方は必要な農業機械もあるということで、あとはしっかりと農業、農作業にも従事したいと、地域内の作業に参加してしっかりと農事に従事して行きたいということで、特に申請に問題ないかと思っておりますのでご審議をよろしく願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件につきましては、何か質問意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたら採決を取りたいと思います。この件について賛成の方は挙手をお

願いたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字小野…番地にお住まいのCさんが所有いたします、

大字小野…番、地目は畑、面積505㎡を、

大字小野…番地にお住まいのDさんが取得するものです。

譲渡人のCさんは、仕事が忙しく耕作管理ができないことから、申請地隣にお住まいのDさんが取得されるということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤代理、中村推進委員から意見書をいただいております。

<中村推進委員>

説明いたします。7月14日午後5時から、飯澤代理と岡谷市の行政書士原田さんの3人で現地の確認をいたしました。D氏の宅地に隣接する畑を購入して、D氏が野菜などの作物を栽培したいということであります。境界杭につきましては、分筆のため確認をしております。東側の土地につきましては、ワインのブドウを植え付けてありまして、隣接者とも問題はないかと思われまますので、ご審議お願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございます。この件につきまして、何か質問意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたら採決に移ります。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいのEさんが所有いたします、

大字辰野…番、地目は畑、面積486㎡を、

大字辰野…番地にお住まいのFさんが譲り受けるものです。

譲渡人のEさんは相続にて申請地を取得しましたが、耕作する予定もないことから、申請地南側にお住まいのFさんが譲り受けるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、吉江推進委員、唐澤推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

ご説明いたします。7月13日に譲受人のF様、唐澤委員、吉江、それから司法書士の川村様と立ち合いを行いました。書類もそろっておりまして境界の確認をいたしました。問題なく境界がはっきりわかると考えられました。馬入れ道だけで公道につながっている土地でございます。

周囲へ迷惑がないかという点ですが、長期にわたって休耕地だったので譲受人が正規に着手する前は周囲に迷惑が出ることがあったそうであります。最近使用できるように草刈りをし整備をしたそうで、周辺の迷惑はないと考えられます。

譲受人の方はこの他に260㎡を借りて耕作しておられて、農業機械としては耕運機1台軽トラ1台を所有しており、当該の耕作等は問題なく出来ると考えられます。問題はないと思いますのでご審議をお願いいたします。

<野澤会長>

この件について何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたら採決に入ります。この件について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

諏訪郡下諏訪町…番地にお住まいのGさんが所有いたします、

大字横川…番、地目は畑、面積362㎡を、

愛知県日進市…番地にお住まいのHさんが取得するものです。

譲渡人のGさんは、現在空き家となっている住宅と付随する農地を空き家バンクに登録しており、このたび、譲受人のHさんが取得されるということです。付随する農地は宅地の北側に隣接しており、自家用の野菜を作られるということです。

農業機械は前所有者より継承したり、新規で購入を考えており、労働力等を見ても

効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤代理、伊藤推進委員から意見書をいただいております。

<飯澤職務代理>

7月17日10時から伊藤委員と、仲介をやっている辰野不動産さんの3者で現地確認を行いました。そもそもGさんは母親から相続で受けた家と農地を、ここに住まわれないということで、農地は一部私と、あと残っていたのがこの家に隣接する畑になります。

こちらは空き家バンクに登録しており、それを譲受人のHさんが買われるということで現地確認をしたところでございます。隣接は全てそばを作っていました。境界線については明確にありましたので、境については問題ないかと思います。ただ、愛知から来られるということなんで管理というところに関しては若干不安が残りましたが、空き家バンクに登録するには誓約書を町に対して出されているということで、町に5年間は従事するという誓約書がございまして、それを確認したうえで、やっていただくことを希望しながら意見書を書かさせていただきました。

面積につきましてもそんなに広くはなく、この農地に行くのはこの自宅からしか行けないので、そういう意味からして一緒にこの家と一緒に管理をしていただくのが妥当というところもございましたので、皆さんの審議をお願いしたいと思います。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件につきましてご意見ご質問ありましたらお願いいたします。ないようですので決議を取りたいと思います。4番の件について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

南箕輪村…番地にお住まいのIさんが所有いたします、

大字小野…番、地目は畑、面積89㎡および、

大字小野…番、地目は畑、面積142㎡を、

愛知県名古屋市…番にお住まいのJさんが取得するものです。

譲渡人のIさんは、現在空き家となっている住宅と付随する農地を空き家バンクに登録しており、このたび、譲受人のJさんが取得されるということです。付随する農地は

宅地の東側に隣接しており、自家用の野菜を作られるということです。

農業機械は前所有者より継承し、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤代理、中村推進委員から意見書をいただいております。

<中村推進委員>

はい、説明をいたします。内容につきましては事務局の方から説明がありました空き家バンクに登録されている宅地とそれに隣接する農地2筆であります。7月14日午前9時から飯澤代理、辰野不動産と3人で現地確認をいたしました。

住宅の方につきましては少しの間住んでいなかったというようなことの中で、修繕工事をしながら名古屋の方からご主人が移転されて、住宅リフォームをした後に一家で移住されるというようなことのようにあります。農地の管理につきましては、前所有者が管理をしていました管理機あるいは草刈り機等がありますので、作物ができる状態に戻るという風に思われます。地籍調査済みでありまして境界等ははっきりしておりますので、問題はないかと思われます。審議をお願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件につきまして、質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたら採決に移りたいと思います。5番について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<野澤事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は6ページをご覧ください。

東京都中野区…番にお住まいのKさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積501㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのLさんが取得するものです。

譲渡人のKさんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいのため耕作する予定もないことから、申請地東側にお住まいのLさんが取得し、自家用野菜を作られるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

はい。7月14日に司法書士の根橋さんとそれから野澤会長、私小松の3人で現地を確認させていただきました。譲渡人は今回申請の土地とそれから隣接の…番地という土地を相続したんですけれども、先ほど事務局から話ありましたように東京在住ということで売りに出されておりました。

隣接地の方は今回譲受人になりますLさんが取得しまして、数年前には自宅を作って、現在そこに住んでおられます。譲受人の方はですね、自宅ができてその隣もいろいろあるんで農業もやっていきたいというふうに考えておられたんですけれども、たまたま譲り受けた土地の同じ所有者が農地を売りに出しているということで、譲渡してもらえるとということで今回の申請になっております。

境界につきましてはしっかりと明確になっておりますし、周辺につきましても羽場区内の人の圃場や道路、宅地に囲まれてるところで、特に隣接っていうのは問題はないかと思えます。それから、農業機械も所有しているということで、農業もある程度やっていきたいということなんで、その辺は特に問題ないかと考えますので、審議をよろしく願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございます。この件について何かご質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたら採決に入ります。こちらについて賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。地図は7ページをご覧ください。

中央…番地にお住まいのMさんが所有いたします、

大字辰野…番、地目は田、面積700㎡を、

中央…番地にお住まいのNさんが取得するものです。

譲受人のNさんは以前より申請地を貸借にて耕作しておりましたが、このたび取得することで農業経営の安定を図るものです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、吉江委員、唐澤推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長>

ではこの件につきまして吉江さんお願いいたします。

<吉江推進委員>

ご説明いたします。この件ですが立会いが2日にわたっております。7月18日、19日の両日です。行政書士の宮坂様と私2人で7月18日に当該の土地で立ち会いを行いました。そうなった経過ですけれども、唐澤様のご都合がつかず、産業振興課様に問い合わせをしまして今回そういう分かれる形での立会いとさせて頂きました。

18日の立会いの内容ですけれども、書類はきちんとそろっておりまして、それから譲受人のN様の自宅の近くなんですけれども、境界を見ましたところ、ここは横川川沿いの斜面で崖がありまして、そこが境界になっているので明瞭であると思われました。

M様からN様に移る経緯で聞きましたことは、譲渡人のM様が当該の田を太陽光発電に使用する案でいたけれども、近隣の反対で取りやめて、協議の結果譲受人のN様が買い取ることになったという事情を伺いました。

それから周辺への影響がないかという点ですけれども、譲受人のN様はその田を今後は水田として使用し、近隣の水入れ調整にも参加して充分注意も払うとして、周辺に迷惑をかける心配はないと考えられました。

譲受人のN様はトラクター、耕運機、草刈り機、軽トラックなどを所有しておられて農作業に問題はないと思われれます。既に水田1,000㎡、畑1,268㎡を借りて農業を行っておられて、ご本人と配偶者で農業を行うので取得した田を耕作管理できると考えられます。

そんな内容で立ち会いをいたしまして、次の日7月19日に唐澤委員様と私で同じ場所を検分しました。私から伺ったことを唐澤様にご説明し、実際に耕作できる譲渡で迷惑が掛からない、境界はよくわかるということで一致して、2人で意見書に記名捺印をいたしました。書類は既に行政書士から役場に提出されていまして、週明けの7月22日に意見書を私から提出いたしました。これが経緯でございます。ご審議をお願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件についてご意見ご質問ありますか。ないようでしたら採決をとりたいと思います。7番について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙

手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

ちんしゃくけん
賃借権の設定でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

東京都文京区…番にお住まいの O さんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は田、面積713㎡および、

大字伊那富…番、地目は田、面積314㎡を、

大字伊那富…番地に所在する株式会社 P が借り受け、駐車場を新設するための申請であります。

借受人の P は、従業員の増加に伴い慢性的に駐車場が不足しており、搬入出作業用のトラックや外注作業員の駐車スペース不足等の日常の運営に問題がおきてきていることから、隣接する申請地を借り受け、従業員用49台分の駐車場にしたい計画であります。

申請地は工場専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年8月1日付けで地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、横川委員、島田委員から意見書をいただいております。

<横川委員>

報告いたします。7月17日木曜日でありますけれども、島田さんと私、それから先方は箕輪の松島にある日之出建工株式会社の方と3名で確認を行いました。土地の所有者は先ほど話がありました O さん、文京区にお住まい、〇〇の息子さんですね。以前2ヶ月ぐらい前に△△さんに土地を譲渡したような案件を報告いたしましたけれども別の土地ですね。

今回の申請であります土地につきましては、10年間その土地を借用して、駐車場を作りたいということです。先ほど説明のあった通り駐車場不足、スペース不足でこのような対応をしたいということです。

地図で見ていただくとわかると思いますけれども、この色をぼかしてあるようなところの北側ですね、××という会社の敷地になります。そしてその北側の××との境の道路を隔ててあるところです。…番地という今田んぼになっておりますけれども、非常に荒れた土地で沼地みたいなところで、今現状は既にアシ等が生えておって非常にもう田んぼに復帰できないというような感じを受けました。荒廃農地に近くなります。それから

もう一つ離れた…番地というところですね、これにつきましても同じように湿地ではないんですけども、アレチウリあるいはブタクサですかね、結構背の高い、そういったものが生い茂って荒廃農地に近いかと思います。この2筆につきまして今後ますます遊休農地や荒廃化するよりも、駐車場に転用して利用していただいた方がいいかなということでもあります。

なお××との境の道路につきましては町道らしいんですけども、舗装がされておりません。この辺につきましてはまた町との折衝で道路の拡張あるいは水路の整備等をして、東側にある田んぼはまだ稲作をしておりますので、その辺の影響がないようにということで確認をしてあります。審議をお願いいたします。以上です。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件について何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。中村さんお願いいたします。

<中村推進委員>

…番地と…番地の間の…番地ですか。ここはもう、原野ですか。

<事務局中澤>

地図上で…番地と…番地の斜線引いてあるところの真ん中…番地という土地になりますが、こちらは既に登記上原野になっておりますので、今回の農地転用にはかかってこない案件となっております。駐車場自体は…番地、…、…番地、3枚の土地を駐車場に転用するというので、伺っております。

<野澤会長>

原野になった経過と原野の地権者ってのはどなたになってますか。

<事務局中澤>

地権者さんは赤羽にお住まいの方なんですが、原野になった経緯はさかのぼってみましたが、こちらの方から町として非農地にしたという経緯はなく、分かりませんでした。

<野澤会長>

そしたら…番地と…番地のところについては両方挟んで、矢島さんが今まで持っていたということですね。それでその真ん中が赤羽の方どなたかちょっとわかりませんが、赤羽の方が持っていて原野にしていたと。ただ中澤さんがわからないっていうことは、相当古くに原野に地目変更されたという経過ですね。

他に何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。なければこの件について採決

をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<野澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計17件、26筆の利用権の設定であります。詳細は議案書8ページから9ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と9筆、10,753㎡について5年5ヶ月の使用貸借権を、17筆、14,776㎡について10年5ヶ月の使用貸借権を設定するものです。続きまして・・・(第3号へ)

【議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<野澤事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第2号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく8ページから9ページをご覧ください。

株式会社 Q へ2筆、2,702㎡について5年5ヶ月の使用貸借権を

Rさんへ6筆、7,196㎡について5年5ヶ月の使用貸借権を

Sさんへ1筆、855㎡について5年5ヶ月の使用貸借権を

農事組合法人 T へ17筆、14,776㎡について10年5ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とQ、Rさん、Sさん、Tとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<野澤会長>

ありがとうございました。この件について何か質問意見ありましたらお願いいたします。すみませんちょっと教えてください。〇〇さんはもうやめたんですか。

<事務局中澤>

〇〇さんは入院されたりちょっと体調崩されていて、もうおそらくご自分ではやられな

い。なので〇〇さんがやっていたあたりのところは一体的にもう R さんの方でやられますね。

<野澤会長>

〇〇さんは結構新町神戸地区で大きくやられてた方なんでちょっと心配をしました。その他に何かご質問ご意見ありますでしょうか。なければ採決に入りたいと思います。まず議案第 2 号の集積計画について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

続きまして議案第 3 号農地利用配分計画について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第4号、非農地申請について】

<野澤事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

詳細は議案書11ページ、地図は10ページをご覧ください。

伊那市…番地にお住まいの亡 U 相続財産管理人をつとめる弁護士の V さんより、大字平出…番、地目は畑、面積575㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は昭和の終わりころまで所有者の U さんが耕作されていましたが、その後耕作しない状態が続き、山林化が進み現在に至っていることから、現況に沿った地目変更を行うための申請であります。農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま

す。

この件につきましては、赤羽委員、有賀推進委員にご確認いただいております。

<有賀(則)推進委員>

報告いたします。7月19日ですね、農業委員の赤羽さんと箕輪町にお住まいの〇〇さんという方と現地確認をいたしました。今お話がありましたように、長年耕作が出来なかったおかげでもう山林化いたしまして、もうこれ以上耕作ができないということでもってこのような申請が出されました。境界等やる中で見ましたけどありましたので、問題はないかと思われま

<野澤会長>

ありがとうございます。この件につきまして何か質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようでしたら採決に移ります。議案第 4 号について賛成の方、挙手をお願い

いたします。(全員挙手)ありがとうございます。

それでは議事の方はこれで終了といたします。お返しいたします。

報告事項

<野澤事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計5件、議案書の12ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続の届出計7件、議案書の12ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<丸山事務局長>

よろしいでしょうか。それでは5番のその他に入ります。事務局の方からお願いいたします。

<事務局中澤>

次回の農業委員会総会の開催日となります。9月4日から農地パトロールが始まる関係もありまして、9月3日10時の第2会議室でよろしくお願いいたします。

○次回委員会総会開催日

日時:令和7年9月3日(水) 10時00分

場所:役場2階 大会議室

<丸山事務局長>

事務局からは以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

<野澤会長>

地域計画に関しては大変ご苦労いただいたんですが、今度は〇〇それから果樹それから一部畜産、大きな農業形態として辰野町で考えられるのはそのぐらいかと今のところ私ども認識をしておりますが、皆様の方でこういう農業もあるよということで何か、例えばもっと言うと有機の方々も一緒に農地としては結構使われるかと思うんですが、

それについて皆さんからご意見があればと思いますがいかがでしょうか。辰野町のホームページの3月のところで今私が言ったような農業業種については、今後考えられる農業形態ということでホームページにはアップしてありますので、一応それをクリアしないと地域計画もちょっと型崩れになっちゃうかなと思っておりましたので、そのような発言をさせていただきました。

<丸山事務局長>

よろしいですかね。また何かあればまた事務局の方でも構いませんのでお知らせいただければと思います。よろしくお祈いします。

それでは総会の方ここで閉会となります。飯澤代理の方で閉会の言葉をお願いいたします。

(閉会)

<飯澤職務代理>

はい慎重審議ありがとうございました。これをもって総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

<丸山事務局長>

ありがとうございました。引き続き協議会の方を11時10分から始めたいと思いますので、またその時間までにお集まりください。よろしくお祈いいたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印